

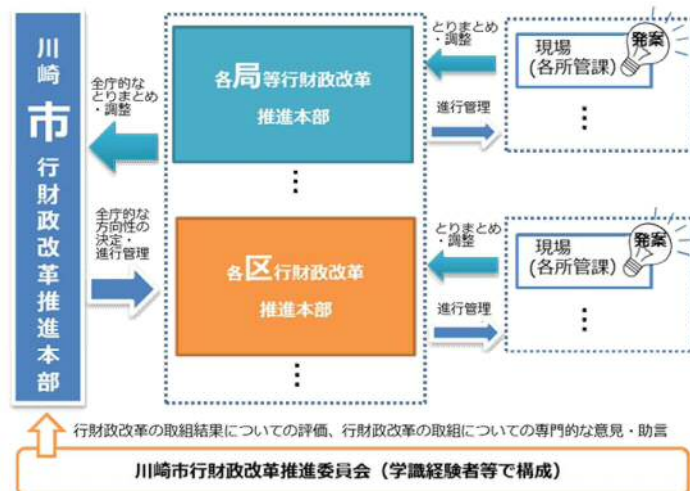
1 趣旨

「川崎市附属機関設置条例」を改正(※)し、平成28年度から、市行財政改革推進本部の進行管理等の取組及び行財政改革全体の評価に関し調査審議する「(仮)川崎市行財政改革推進委員会」(以下、「委員会」という。)を附属機関として位置づけるものです。

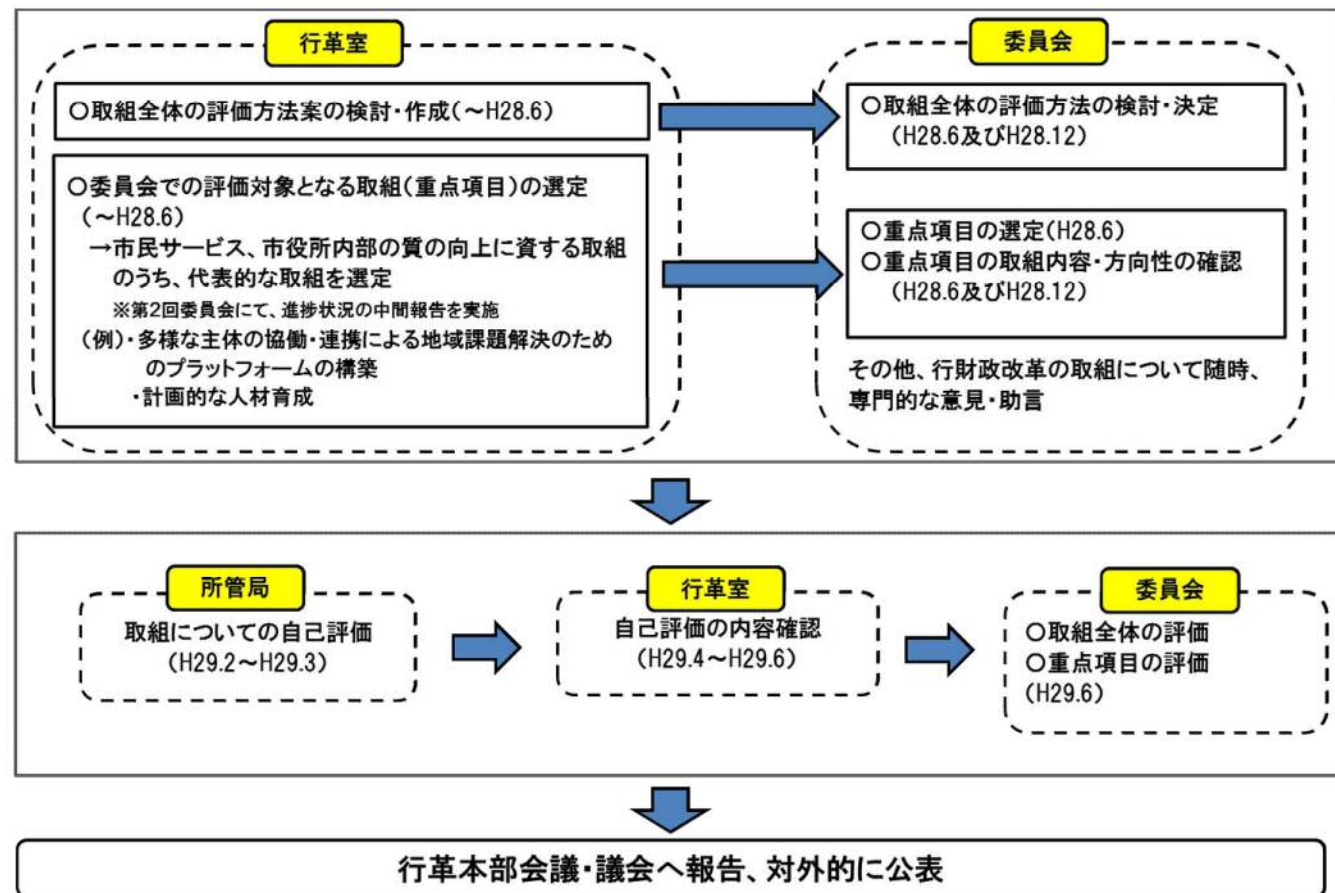
(※) 3月議会(平成28年第1回定例会)に議案として提出いたします。

2 委員会の所掌事務

- 行財政改革の取組結果についての評価
- 行財政改革の取組についての専門的な意見・助言



4 行財政改革の取組についての委員会の役割



3 委員の構成・任期

○委員の構成  
 ・本委員会は、行財政改革の取組についての専門的な意見・助言や評価を行うことから、委員は学識経験者で構成します。また、人数は現行の「行財政改革に関する計画策定委員会」と同様、5人以内とします。

○任期  
 平成29年度に次期計画を策定することも踏まえ、委嘱された日から当該日の属する年度の末日までとします。

5 委員会のスケジュール

平成28年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「川崎市行財政運営に関する改革プログラム」取組結果まとめ・公表				・委員委嘱 ・行財政運営に関する改革プログラム取組結果への意見【行財政改革に関する計画】 ・計画、取組評価の説明 ・評価方法の検討 ・評価対象とする取組の選定 ・今後のスケジュール説明 など				・評価方法の検討、決定 ・評価対象として選定した取組の方向性の確認 など			
第1回委員会			第2回委員会			委員任期 平成28年6月(第1回委員会開催日)～平成29年3月末					